

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>V－1－3 信用金庫又は信用協同組合が会員又は組合員の海外子会社への資金の貸付け等を行う場合のリスク管理等</u></p> <p><u>V－1－3－1 意義</u></p> <p>信用金庫又は信用協同組合が、信用金庫法施行令第八条第一項第四号若しくは中小企業等協同組合法施行令第十四条第一項第三号に基づく資金の貸付け又は信用金庫法施行規則第五十条第一項第二号の二若しくは中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第一項第一号の二に基づく債務の保証（以下「資金の貸付け等」という。）を行う場合においては、借り手企業（債務の保証先を含む。以下同じ。）が海外に所在することも踏まえ、適切なリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の整備を行う必要がある。</p> <p><u>V－1－3－2 着眼点</u></p> <p>必要に応じて中央機関とも連携しつつ、以下の点を含む適切なリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を整備しているかについて検証することとする。</p> <p>(1) 借り手企業の経営状況、資金使途及び回収可能性等について十分に把握するため、当該企業の親会社たる会員又は組合員（以下「会員等」という。）から情報を適時適切に入手すること等により、実効性ある融資審査やモニタリングを実施しているか。また、必要に応じ、現地において借り手企業の状況等を確認することができる態勢を整備しているか。</p> <p>(2) 借り手企業に対する資金の貸付け等を行うに際し、借り手企業の財務基盤等に鑑み、必要に応じ、親会社たる会員等との間で保証契約を締結しているか。</p> <p>(3) 外貨建てによる資金の貸付け等を行う場合には、為替リスクのヘッジ手段を確保する等適切な為替リスク管理を行っているか。</p> <p>(4) 日本国内の法令等のみならず、借り手企業の所在地における法令等を遵守するための態勢を整備しているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行	改 正 案
V－1－ <u>3</u> (略)	V－1－ <u>4</u> (略)
V－1－ <u>3</u> －1 (略)	V－1－ <u>4</u> －1 (略)
V－1－ <u>3</u> －2 (略)	V－1－ <u>4</u> －2 (略)
V－1－ <u>3</u> －3 (略)	V－1－ <u>4</u> －3 (略)
V－1－ <u>3</u> －4 (略)	V－1－ <u>4</u> －4 (略)
V－1－ <u>3</u> －5 (略)	V－1－ <u>4</u> －5 (略)
V－1－ <u>4</u> (略)	V－1－ <u>5</u> (略)
V－1－ <u>4</u> －1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 (1) 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V－1－ <u>4</u> において「府令」という。）第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。 (略) (2) 府令別紙様式第一号（記載上の注意）7.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意）8.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。 なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下V－1－ <u>4</u> －1（2）において同じとする。 (略)	V－1－ <u>5</u> －1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 (1) 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V－1－ <u>5</u> において「府令」という。）第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。 (略) (2) 府令別紙様式第一号（記載上の注意）7.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意）8.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。 なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下V－1－ <u>5</u> －1（2）において同じとする。 (略)
V－1－ <u>4</u> －2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 (略)	V－1－ <u>5</u> －2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 (略)
(3) (略)	(3) (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑤ 基準適合金融機関等（金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等をいう。V－1－<u>4</u>－7（2）④において同じ。）でないときは、府令第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p>	<p>⑤ 基準適合金融機関等（金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等をいう。V－1－<u>5</u>－7（2）④において同じ。）でないときは、府令第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさうこととする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（略）</p>
V－1－ <u>4</u> －3 （略）	V－1－ <u>5</u> －3 （略）
<p>V－1－<u>4</u>－4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法（平成20年12月施行）」という。）の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p> <p>改正法（平成20年12月施行）の施行前に改正法（平成20年12月施行）第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正（平成23年7月27日適用）による監督指針V－1－<u>4</u>－1を除き、本監督指針の一部改正（平成20年12月17日適用）による改正前の本監督指針V－1－4の規定を適用することとする。</p>	<p>V－1－<u>5</u>－4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法（平成20年12月施行）」という。）の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</p> <p>改正法（平成20年12月施行）の施行前に改正法（平成20年12月施行）第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正（平成25年3月29日適用）による監督指針V－1－<u>5</u>－1を除き、本監督指針の一部改正（平成20年12月17日適用）による改正前の本監督指針V－1－4の規定を適用することとする。</p>
V－1－ <u>4</u> －5 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項 府令第93条第2号ハの「中小規模事業者等」については、V－1－ <u>4</u> －1（1）を参照すること。	V－1－ <u>5</u> －5 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項 府令第93条第2号ハの「中小規模事業者等」については、V－1－ <u>5</u> －1（1）を参照すること。
V－1－ <u>4</u> －6 （略）	V－1－ <u>5</u> －6 （略）

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行	改 正 案
V－1－ <u>4</u> －7 (略)	V－1－ <u>5</u> －7 (略)
V－1－ <u>4</u> －8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置 金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 (1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置 ① 収益性の目標に係る監督上の措置 イ. 協同組織金融機能強化方針の始期（協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日（当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とする。以下V－1－4－8において同じ。）の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記ロ.において同じ。）の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。 (略)	V－1－ <u>5</u> －8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置 金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。 (1) 経営の改善の目標に係る監督上の措置 ① 収益性の目標に係る監督上の措置 イ. 協同組織金融機能強化方針の始期（協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日（当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とする。以下V－1－5－8において同じ。）の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記ロ.において同じ。）の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。 (略)
V－1－ <u>4</u> －9 (略)	V－1－ <u>5</u> －9 (略)
V－1－4－10 (略)	V－1－ <u>5</u> －10 (略)
V－1－ <u>4</u> －11 (略)	V－1－ <u>5</u> －11 (略)
V－1－ <u>4</u> －12 (略)	V－1－ <u>5</u> －12 (略)
V－1－ <u>4</u> －13 (略)	V－1－ <u>5</u> －13 (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行	改 正 案		
V－1－4－14 特定震災特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置 (略)	V－1－5－14 特定震災特例経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置 (略)		
(1) (略) ③ 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第16条第3項の認定を受けた場合における監督上の措置 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第16条第3項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上必要な措置については、V－1－4－10(2)を参照すること。	(1) (略) ③ 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第16条第3項の認定を受けた場合における監督上の措置 特別対象協同組織金融機関等が金融機能強化法附則第16条第3項の経営が改善した旨の認定を受けた場合における、金融機能強化法第31条及び第32条に規定する監督上必要な措置については、V－1－5－10(2)を参照すること。		
V－1－4－15 (略)	V－1－5－15 (略)		
V－1－4－16 (略)	V－1－5－16 (略)		
V－1－4－17 (略)	V－1－5－17 (略)		
V－1－5 (略)	V－1－6 (略)		
業態別の準用一覧表 (摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印：準用せず、(協)…協同組織固有の内容)	業態別の準用一覧表 (摘要：○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印：準用せず、(協)…協同組織固有の内容)		
項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
III 銀行監督に係る事務処理上の留意点			
III－1 一般的な事務処理			
III－1－1 監督事務の流れ			
III－1－1－1 一般的な監督事務の流れ	○	○	○
III－1－1－2 主なオフサイ	○※3	○※3	○※3

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表

現 行				改 正 案			
ト・モニタリングの年間スケジュール				ト・モニタリングの年間スケジュール			
(協)V-1-3 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	●	●	●	(協)V-1-4 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	●	●	●
(略)				(略)			
III-4 銀行法等に係る事務処理				III-4 銀行法等に係る事務処理			
(略)				(略)			
III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×	III-4-16 金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×
(協)V-1-4 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●	(協)V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●
(略)				(略)			